平成２５年（フ）第３０４号
岡山市北区花尻ききょう町７番地107プレジール花尻Ｂ106
破産者　武本　恭子
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6634番地22、開始決定時の住所佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2828番地５
破産者　古賀　隆浩
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５３号
愛知県稲沢市平和町西光坊新町73番地
破産者　昭和毛織株式会社
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７６６号
岡山県倉敷市児島上の町４丁目12番３号、開始決定時の住所岡山市南区東畦110番地56
破産者　東辻　久成
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９４号
岡山県赤磐市山口950番地
破産者　有限会社堀内建設
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０６号
広島市南区南蟹屋１丁目７番15号
破産者　有限会社中国新聞大州販売所
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０号
熊本県人吉市鶴田町48番地
破産者　有限会社東洋建設
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第３２０号
兵庫県宍粟市山崎町下広瀬117番地の１
破産者　株式会社山福
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６０号
広島市中区吉島東２丁目16番13号
破産者　株式会社新栄建設
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０号
広島県三次市吉舎町吉舎字甲成1791番地の１
破産者　吉舎土建有限会社
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１４５号
香川県丸亀市中津町1416番地
破産者　有限会社木下建設
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１５７２号
札幌市東区北47条東８丁目１番21号左、開始決定時の住所札幌市東区東苗穂６条２丁目13番６―407号
破産者　浅野　　隆
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６４号
埼玉県草加市手代町97番地９　レモンハイツＢ―201号、開始決定時の住所埼玉県草加市手代町169番地
破産者　桐敷　淺勝
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
新潟市中央区四ツ屋町１丁目2993番地
破産者　金子　　實
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４５号
山口県美祢市大嶺町北分1505番地２、申立時の住所広島県山県郡北広島町新氏神25番地１
破産者　塩浜修こと　塩濱　　修
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４６号
香川県丸亀市中津町1416番地　リバーサイド中津102号
破産者　木下　正明
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１５６号
千葉県山武郡横芝光町坂田池210番地１　養護老人ホーム坂田苑
破産者　青木　正夫
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第８７号
横浜市南区中村町４丁目279番地１　ヴェルト横浜吉野町407号、開始決定時の住所横浜市南区大岡１丁目４番17―506号
破産者　佐藤　美保
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部